

上場株式等の配当所得等・譲渡所得の課税方式の選択について (別紙)

- 所得税で申告した上場株式等の配当所得等・譲渡所得について、市・県民税では異なる課税方式を選択する場合記入してください。
(課税方式の選択を行えるのは市・県民税の納税通知書が送達されるまでに限ります。)

① 確定申告書で申告した上場株式等の配当所得等・譲渡所得の金額を記入してください。

課税方式		所得金額
上場株式等の配当所得等	総合課税	円
	分離課税	円
上場株式等の譲渡所得		円

② 上記の確定申告で申告した上場株式等の配当所得等・譲渡所得について、市・県民税で選択する課税方法へ金額を記入してください。

課税方式		所得金額
上場株式等の配当所得等	総合課税	円
	分離課税	円
上場株式等の譲渡所得 (源泉徴収口座を選択した所得のみ対象)		円

※ 申告不要を選択した場合は、配当割額控除・譲渡割額控除、配当控除等の適用はありません。
 ※ 課税方式の選択を行うことができるのは、**上場株式等の配当所得等・譲渡所得のみ**です。
 一般株式等については課税方式の選択を行うことはできません。

- 市・県民税に係る上場株式等の譲渡損失の金額(繰越控除額)を記入してください。

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額			A
譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された市・県民税での上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く市・県民税での上場株式等に係る譲渡損失等の金額	本年分で差し引くことができなかった市・県民税での上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和 年分)	B	E(上場株式等に係る譲渡所得の金額から差し引く部分) 円 F(分離課税配当所得等の金額から差し引く部分) 円	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません
本年の2年前分 (令和 年分)	C	G(上場株式等に係る譲渡所得の金額から差し引く部分) 円 H(分離課税配当所得等の金額から差し引く部分) 円	
本年の前年分 (令和 年分)	D	I(上場株式等に係る譲渡所得の金額から差し引く部分) 円 J(分離課税配当所得等の金額から差し引く部分) 円	L(D-I-J)
合計金額	本年分で上場株式等に係る譲渡所得の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 円 本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 円	(E+G+I) 円 (F+H+J) 円	/
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			

課税方式の選択を行った所得について、確認できる資料がありましたら資料の写しを同封してください。

〈市処理欄〉

配割・譲割	扶養	医療費

(市 民 税 ・ 県 民 税 の 申 告 書 と 一 緒 に 提 出 し て く だ さ い 。)